

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

平成 2 4 年 第 2 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 4 年 第 2 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成24年 2 月24日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時34分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 小 島 昇 公（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

社会教育部長	小 俣 学	学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長	今 城 徹
学校教育課長	田 代 雄 己	建 築 課 長 兼 教 育 施 設 担 当	堂 垣 隆 志
給 食 課 長	梶 川 義 夫	副 参 事 統 括 指 導 主 事	岡 田 博 史
社会教育課長	佐 伯 芳 幸	社 会 教 育 部 副 参 事 (国 体 準 備 担 当)	高 橋 宏 之
中央図書館長	野 口 弘		

6. 書 記

庶 務 係 長	小 川 圭	主 事	谷 本 惇
---------	-------	-----	-------

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（答申）

第4 第7号議案 校長及び副校長の任命の内申について

第5 第8号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書について

第6 第9号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書について

第7 第10号議案 「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」について

第8 その他報告事項 （1）東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について
（2）教育の日やまとについて
（3）東京駅伝について
（4）平成23年度東大和市立小中学校卒業式告辞及び平成24年度東大和市立小中学校入学式告辞について
（5）東大和市に地域スポーツクラブ設立に向けた体験事業について
（6）第22回多摩湖駅伝大会について
（7）東大和市学校給食用食材の放射性物質測定結果について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第2回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○小島教育長 それでは、平成24年1月25日から2月20日までの教育長諸務報告を申し上げます。

初めに、平成24年1月25日に第二小学校の道徳授業地区公開講座を見学いたしました。授業を受ける児童の様子は大変落ち着いており、講演につきましては、青少年教育センターの中村講師より、「体験活動はぐくむ子どもの自立」というテーマで、子どもの成長には友達との遊び、地域活動、家事手伝い等が大変貴重である旨のお話がありました。

1月26日には、福岡県筑後市の議員の皆様が視察におみえになりました。今回は、校庭の芝生化がテーマで、歓迎のあいさつの後、第四小学校に視察をしていただきました。説明につきましては、校長先生及び建築課長が行い、皆さん大変好評でございました。

翌27日には、議会の厚生文教委員会に出席をいたしました。放射能汚染から子どもの体内被曝を守る陳情に対する質疑があり採択をされております。

同日、教育の日やまとで第四小学校の研究発表を見学いたしました。教育課題研究指定校として、生き生きと学び合う子どもの育成、コミュニケーション能力をはぐくむ活動の工夫を研究課題とした、工夫された授業が実施され、初等教育研究所の福本先生から指導講評がございました。今の子どもたちが苦手とするコミュニケーションの大切さを述べられておりました。

1月31日には、定例校長会に出席をいたしております。年度末を迎え大変お忙しい中、事故等に注意をするとともに、健康に気をつけていただきたい旨発言をいたしております。

同日には、東京都市教育長会の予算特別委員会に出席いたしました。今回は、委員長として会議を東大和市で実施いたしました。平成25年度東京都予算編成に対する要望事項調べの提出についてのほか、すべての議案が原案どおり決定いたしております。

2月3日は、きらめきアート展を見学いたしました。すばらしい作品をたくさん来場者の方々がご覧になっておりました。

同日、教育委員懇談会に出席をいたしております。

翌4日には、第一中学校の地域合同防災訓練を見学いたしました。参加者は10班に分かれ、地震体験や初期消火訓練、そして炊き出し等に参加をしておりました。地域の方々も多数参加され、中学生が守られる側から守る側へという一つのステップであると感じました。

同日、第九小学校の道徳授業地区公開講座を見学いたしました。授業の中では、大型テレビも活用されるなど工夫がなされておりました。

同日の午後には、元気ゆうゆうライフ in 東大和に出席いたしました。高齢化率が22%を超えている現状で、元気な高齢者に対する体操をつくり発表がなされました。介護予防リーダーやスポーツ指導員等によるデモンストレーションがあり、大きな拍手を受けておりました。

2月6日には、青少年問題協議会に出席をいたしました。善行表彰として、過日の降雪後市内の駅等を除雪いたしました高校生等が表彰を決定されておりました。その中で、同様の内容で市内の第五中学校の2年生有志も表彰対象と決定いたしております。

翌7日には、第八小学校の道徳授業地区公開講座を見学いたしました。授業では、複数の教室で大型テレビを活用し、映像によるわかりやすい取り組みも見られました。

同日、社会を明るくする運動役員会に出席をいたしております。平成23年度の活動報告等がなされております。

2月8日には、ふれあい市民運動会第3回企画運営委員会に出席をいたしました。実質9月に実施された運動会の反省会であり、開催時期が遅れたことを

お詫びし、たくさんの貴重な意見を賜りました。前年に比べ中学生の吹奏楽演奏による入場行進や進行、さらに新たな競技が加わるなどおおむね好評をいただきました。来年に向けての課題といたしましては、準備のスタートを早く進めること及び自治会未加入者の参加しやすい内容等が検討課題として挙げられました。

翌9日には、都市教育委員会連合会研修会に参加をいたしております。元検事の堀田力氏を講師に迎え、「大人が学ばなかった共生を子どもたちはどう学ぶのか」というテーマの講演がございました。非常に聞く人を飽きさせない内容の濃い講演でございました。縦割りの重要性を述べられ、子どもたちは自分たちで人間力をつくることのできる、そのための環境づくりが私たちに求められているという貴重なお話でございました。最後に、都市町村教育委員会連合会研修推進委員会副委員長として、当市の鈴木委員長から締めのごあいさつがございました。

10日には、教育の日やまと第五中学校の研究発表を見学いたしました。諸務報告の資料をつけさせていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。確かな学力の基礎となる言語能力の向上を研究主題として発表があり、非常に落ち着いた中に工夫を凝らした授業内容でございました。国立教育政策研究所の有元先生による指導・助言は、期待を込めた大変手厳しい内容であり、今後のさらなる奮起を促す内容でございました。

11日には、退職公務員連盟の作品展を見学いたしました。すばらしい写真や書を、大勢の方が堪能しておりました。

13日には、学校給食センター運営委員会に出席をいたしました。平成24年度の事業計画及び予算が承認されております。

翌14日には、第五小学校の道徳授業地区公開講座を見学いたしております。クラスの数が多いため、1クラス当たり2分程度の見学でございましたが、教師の指導によりクラスの雰囲気はかなり違うということを再認識することができました。

16日には、平成24年度当初予算の議会への説明会に出席をいたしております。3月定例会へ提案する案件でございますが、一般会計が総額約269億円、5特別会計と合わせ439億円ほどでございます。教育関係では、学校体育館11校の耐震工事関係及び小学校普通教室等の冷房化予算が、早期実現に向け3月補正予算に前倒しで計上いたしました。約11億円でございます。当初予算には、第八小学校校庭の芝生化を予算計上いたしております。そのほか、（仮称）郷土美術園用地

の買収費用も計上いたしているところでございます。

同日、都市教育長会定例会に出席をいたしております。予算特別委員会委員長として、平成25年度予算に対する要望について説明をいたしました。

翌17日には、第28回多摩地区特別支援教育研究会主催の「劇と音楽の会」を見学いたしました。7市から14校が参加し、東大和市が会場市としてハミングホールで開催をされました。各学校とも練習の成果を存分に発揮され、素晴らしい感動的な会でした。

最後に、20日には、「あおしん地域文化振興基金」の懇談会に出席をしております。長年にわたる地域貢献活動に対し御礼を申し上げます。

以上で、諸務報告を終了させていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について(答申)

○鈴木委員長 日程第3、第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について(答申)について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について(答申)につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づきまして、平成24年1月26日付で教育委員会から東大和市学校給食センター運営委員会に諮問

し答申をいただいたものでございます。答申内容は、事業計画及び予算ともに諮問内容のとおりとなっておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（答申）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第6号議案 平成24年度東大和市学校給食事業計画及び平成24年度東大和市学校給食会計予算について（答申）について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第7号議案 校長及び副校長の任命の内申について

○鈴木委員長 ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第4、第7号議案 校長及び副校長の任命の内申については、人事案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましても、非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのようにお取り扱いいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(この間非公開)

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

◎日程第 5 第 8 号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書について

○鈴木委員長 日程第 5、第 8 号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第 8 号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本案は、東大和市民が武蔵村山市の図書館を利用するに当たり、また武蔵村山市民が東大和市の図書館を利用するに当たって必要な事項を定めるため、両市教育委員会が協定を締結することに関し、教育委員会においてご審議いただくものでございます。

多摩地域における図書館の相互利用につきましては、現在ほとんどの市が複数の市と相互利用の協定を結んでいる状況でございます。

当市におきましても、平成15年 4 月から東村山市と相互利用をしてきております。その後、武蔵村山市の図書館との相互利用の話も出ておりましたことから、両市の図書館の中で検討してまいりましたが、このたび武蔵村山市との協議が調い、相互利用が実現する運びとなったものでございます。

東村山市に加え、武蔵村山市とも相互利用を始めることで、図書館奉仕の一層の充実を図り、市民の自主的学習の場を拡大するとともに、市民の文化及び教養の向上に寄与できるものと考えております。

なお、本協定に伴いまして、利用者の範囲について定めております東大和市立

図書館運営規則第3条第1項の一部改正をする必要が生じてまいりますが、この点につきましては、3月の教育委員会に提案させていただきたいと考えております。

なお、武蔵村山市の図書館は、6館のうち4館が図書館法に基づかない学習等供用施設でありますことから、教育委員会同士の協定だけでなく、市を代表します市長同士の締結が必要となります。そのため、まず市長同士が基本協定を締結し、その後本日も審議いただきます実施協定書を締結することとなります。その基本協定書（案）は、本日参考として添付をさせていただいております。

それでは、相互利用の具体的な内容を定めます実施協定書の案につきまして、内容を社会教育部長から説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、東大和市及び武蔵村山市の相互利用に関する実施協定書についてご説明させていただきます。

お手元の実施協定書（案）をご覧くださいと存じます。

まずは、前文で東大和市教育委員会を「甲」、武蔵村山市長及び武蔵村山市教育委員会を「乙」とすることを定め、この実施協定書と別に、両市長が締結する基本協定書との関係をうたっております。

それでは、まず第1条は図書館の範囲であります。

1枚おめくりいただきますと、図書館の一覧を表示しておりますが、上の表をご覧くださいと思います。東大和市の図書館といたしましては、中央図書館と地区館が桜が丘図書館と清原図書館の2館でございます。そして、移動図書館みずうみ号。武蔵村山市では、雷塚図書館を始めいたします合計6館を両市の市民の相互利用の対象として定めるものであります。

米印につきましては、先ほど教育長が申し上げました図書館法に基づかない施設、学習等供用施設の表示でございます。

お戻りいただきまして、第2条は、利用者の範囲であります。図書館の相互利用ができる市民につきましては、東大和市または武蔵村山市の区域内に居住する個人とするものであります。

次に、第3条は、図書館奉仕の範囲であります。相互利用することができる

図書館サービスは、当該図書館で行われている図書館サービスと規定をいたしました。その上で、第２項に相互利用に関する特約事項を定めております。特約については後ほど申し上げます。

次に、第４条は、相互利用の開始でございますが、平成24年４月１日からと規定するものであります。

次に、第５条は、条例、規則等の遵守等でございますが、資料の貸し出し、その他の図書館奉仕を受ける市民に対しましては、その図書館の条例等を遵守していただくというようなことを規定いたしました。その上で、第２項により貸し出した資料は、貸し出しをした図書館、またはその図書館を設置する市のほかの図書館で返却することができることを規定いたしました。

次に、第６条は、個人情報の保護についてであります。これまでも、努めてまいりました内容ではあります。今回明文化をいたしまして、より一層個人情報の保護に努めようと規定したものであります。

次に、第７条は、相互利用連絡会でございますが、両市の図書館職員の連絡会を設けまして、相互利用を円滑に推進していくということを規定いたしました。

次に、第８条は、協議でございますが、協定に規定していない事項や協定に疑義が生じた事項は、その都度両市で協議して定めると規定をいたしました。

続きまして、１枚おめくりいただきまして、別紙を再びご覧いただきたいと思っております。

第１条、図書館の範囲の相互利用の対象とする図書館の名称及び所在を一覧にしたものであります。

その下の相互利用に関する特約事項（第３条関係）は、相互利用により利用することができる図書館サービスの対象としないサービスなどを規定しております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 質問ではないのですけれども、感想とお礼といいますか、図書館の役割というのは、幼い子どもから大人に至るまで幅広い市民にとりまして、とても大きな意義を持つものであると思いますので、今回武蔵村山市との図書館の相互

利用の協定が結ばれましたということは、とても意義あるものと思いお礼を申し上げたいと思います。いろいろありがとうございます。

今後、一層両市の友好と連携をしっかりと図っていただきまして、より一層図書館が活用されますようお願いいたしたいと思います。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 小泉委員から、今お話いただきましたとおり、今後中央図書館といたしましても、ますますの図書館奉仕に努めてまいりたいというふうに考えております。今後とも、一生懸命やってみりたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第8号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号議案 東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用に関する実施協定書について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第9号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書について

○鈴木委員長 日程第6、第9号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第9号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本案は、先ほどご審議いただきました武蔵村山市図書館との相互利用を始めることに伴いまして、平成15年4月から行ってまいりました東村山市図書館との相互利用に影響が生じますことから、今回東村山市との相互利用の内容を見直し、協定を改めて締結するためご審議いただくものでございます。

主な変更内容でございますが、今までの相互協力の協定書の内容に、第4条、図書館奉仕の範囲、第6条、個人情報の保護、第7条、相互協力を加えるものでございます。

詳細につきましては、社会教育部長から説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書についてご説明させていただきます。

お手元の協定書（案）をご覧くださいと存じます。

変更内容といたしましては、ただいま教育長からお話のありましたとおり、大きく3点でございます。

まず1点目は、中ほど、第4条、図書館奉仕の範囲の第2項でございますが、これは2枚後ろに添付がございますが、こちらは武蔵村山市と同様に、相互利用に関する特約事項を設けることといたしました。こちらを入れることによりまして、相互利用のルールを統一するということで、東村山市のほうにも今回改めて盛り込んだものでございます。なお、ただし書きがありまして、東村山市の図書館においては、未所蔵の資料のリクエストサービスにつきましては、現段階では今のところは相互利用の対象とするというふうにしてございます。

これは、東村山市の図書館は、東大和市以外にも4市ほかの市と相互利用しておるんですが、そちらの統一がまだできていないというような状況もありまして、この時点においてはまだ未所蔵のリクエストについては、制限は東村山市はかけないというようなことでありまして、私どもの市としましては、武蔵村山市がそういう制限をかけるやりとりが始まるものですから、東村山市のほうにも同様に制限をかけさせてもらいますよというふうに取り決めにさせていただいたものでございます。

2点目は、その下になりますが、第6条、個人情報の保護であります。こちら

は、これまでも努めてきた内容ではございますが、今回明文化をしまして今後一層個人情報の保護に努めようとするものであります。

最後の３点目は、第７条、相互協力であります。これは、今後より円滑な推進を図るため、協力しあいながら進めていきたいと思いますということを明文化したものであります。

以上が変更内容であります。

なお、ほかの条項につきましては、ほぼ武蔵村山市との実施協定書と同様でございますので、恐縮でございますが、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

最後になりますが、東村山市とは協定を締結してから、約１０年の実績がございますので、今後もより一層サービスの向上を図れますよう努めてまいります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第６、第９号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第９号議案 東村山市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定書について、本件を承認と決めます。

◎日程第７ 第１０号議案 「憲法第１９条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第２０条２項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」について

○鈴木委員長 日程第7、第10号議案 「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第10号議案につきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

第10号議案は、教育委員会に対します請願でございます。

恐縮でございますが、資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

請願者の住所でございますが、福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008-5、宗教法人本門立正宗、代表役員中川晃荘氏から請願書が提出されたものでございます。

請願書の下に、題名がございますが、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書となっております。

請願の処理につきましては、東大和市教育委員会には、明文の規定がございません。請願法に基づいた処理をする必要があると考えております。請願法第2条では、請願の要件が定められておりますが、その要件には該当しているものと考えられます。

また、請願の処理につきましては、請願法第5条では、この法律に適合する請願は官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならないとされております。このことから、請願の処理につきまして、ご審議を賜りたいと考えております。

事前にお読みいただいておりますが、請願の趣旨につきましては、大きく2点あると考えております。

1点目は、特定の宗教色の強い教科書について不採用としてほしいということ。

2点目は、教室内で強制的に生徒・児童に特定の宗教の行事の押しつけや、特定の宗教の内容が書かれた教材の採用をしないでほしいということと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ただいまの請願について、質疑、意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 請願書を読ませていただきましたら、当市で採用した教科書が請願の中で指摘されているようですが、指摘されている内容はどのような内容なのか、簡単にお教えてください。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 当市が採用した教科書の内容でございますが、ここで指摘されているものは、外国語、英語、学校図書出版の2年生、ページで言うと116ページから119ページにマザーテレサの生い立ちがあり、生まれてからノーベル平和賞をとったことが記載されているというところ。後は、同じく学校図書出版、3年生用では修学旅行の様子が写真で示されています。神社やお寺等が写し出されているというところを指摘されているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

土田委員。

○土田委員 今、学校で実際に教えている学習内容と請願者が指摘しているような宗教的な意味合いではどのように考えていらっしゃるか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 学校におきましては、学習指導要領に基づいて、各教科領域等の学習内容を教えております。英語の内容もそうですし、また社会科、音楽、美術等でも歴史的な建造物、また寺社、仏閣ですとかさまざまな美術でも、宗教色の強いものがございますが、あくまでも宗教教育ではなく歴史的な財産として扱っているというものであります。

また、教科書は国の検定に合格した教科書を使用しているものでありますから、実際に問題はないというふうにとらえているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 請願の要点は、教育長の説明にもあったように2点かと思いますが、1点目の請願者が考えている宗教的な意味合いが強い教科書の不採択や不採用をしてほしいということ。2点目は、教室内での特定の宗教的行事や宗教的教材の押しつけや採用をやめてほしいということではないかと思いますが、そういう視点からするとどうなのでしょうかね。

武石委員。

○武石委員 教科書は国の検定を受けているものなので、内容も学習指導要領にのっとっているため、教科書の内容については市でとやかくは言えないのではないのでしょうか。

また、検定を通っておりますので、その範囲で採用することには問題はないのではないのでしょうか。

実際に、宗教上の理由でクリスマスカードをつくりたくないという児童がいた場合にはどうするのでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 さまざまな事情をお持ちのご家庭、そして児童・生徒がおりますので、決して強制するものではございません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 一通り読ませてもらいましたが、かなり表現が、教室内のおりの中という言葉を使ったり、強制的という言葉を使ったりして、学校というものに対する認識がちょっと違うんじゃないかというふうなことを感じたりしたんですけれども、このような意見を持っている人もいるということがわかって大変よかったと思っています。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

それでは、この請願についての処理ですけれども、先ほどの説明では請願法に基づいて誠実に処理しなければならないことになっていますが、本市ではどのようにこの後取り扱いましょうか。ご意見がありましたらお願いします。

小泉委員。

○小泉委員 先ほど、土田委員のほうからのご意見がありましたが、今回この請願書を受け読ませていただきまして、私たち教育委員としましては、このような請願者のような考えも持っておられる児童や生徒、そしてその保護者がいるかもし

れないということがとてもよくわかりました。今後、この点を十分留意をしていかなければいけないということがわかって、とてもよかったと思います。ですから、今回は請願の趣旨を理解したという扱いではいかがでしょうか。

○鈴木委員長 取り扱いについてほかにご意見ございませんか。

小泉委員からお話が出た請願の趣旨を理解したということでまとめてよろしいですか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ご意見がないようですから、私どもも改めて憲法上の公教育についての考え方などを学習するよい機会になった、政治、宗教、営利にかかわる教育はしてはならないということを、改めて全体の奉仕者として取り組んでいかなければならないという、そういう学習をした、そういう機会であったということでまとめていきたいと思います。

それで、なおこういう考え方を持っている人もいらっしゃるということを、学校の教育現場にも伝えていただいて、学校でも政治、宗教、営利にかかわる事柄については、慎重な上にも慎重に教育を展開していただくように指導していただきたい。指導室にお願いしたいと思います。

では、お諮りいたします。

日程第7、第10号議案 「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」については、我々教育委員が請願者の方のような意見をもたれている方もいるということを理解しましたという扱いにするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、日程第7、第10号議案 「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」については、そのように決めます。

◎日程第8 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項（1）東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 その他報告事項（1）東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正につきましてご報告をさせていただきます。

その他報告資料（1）をご覧くださいと思います。

本件は、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例に定めております東大和市立小・中学校学校医及び学校歯科医の報酬につきまして、報酬額の改定が行われますことからご報告を申し上げるものでございます。

東大和市立学校医の報酬額につきましては、平成6年の市長と医師会長との協議によりまして、北多摩医師会加盟市10市に立川市を加えました11市において中位をとって報酬額を定めることになっております。このたびは、11市のうちの数市におきまして、学校医の報酬額が引き上げられましたことから、その中位をとっております東大和市におきましても、報酬額を引き上げる必要が生じたので改定をするものでございます。

また、学校歯科医の報酬額につきましては、学校医の支給額と同額としておりますことから、同様に報酬額を引き上げるものでございます。

こちらの1の表をご覧くださいと思います。学校医につきましては、改正前が月額4万4,070円でした。改正後につきましては、月額4万4,250円ということで、月額で180円の増額を図りたいと考えております。

また、学校歯科医につきましては年額52万8,840円、これを月額に直しますと学校医と同額の4万4,070円になっております。改正後につきましては、月額4万4,250円、引き上げ額としましては学校医と同様月額180円になるということになっております。

なお、この学校歯科医の年額、改正前でございますけれども、今回学校医のほうに合わせまして、年額から月額報酬額ということで、同じような改正をさせていただきたいと考えております。

なお、2番になりますけれども、改正時期でございますが、平成24年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(2) 教育の日やまとについて、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 それでは、平成23年度「教育の日やまと」についてご報告をさせていただきます。

その他報告資料(2)をご覧ください。

この表は、一番上が今年度平成23年度の参加者数を示しております。また、比較資料ということで、その下に平成22年度の参加者数を記載してございます。本年度は2日間で7校の小・中学校の発表がありました。1月27日開催が四小、五小、八小、2月10日開催が一小、三小、四中、五中でございました。各校の研究主題は、四小「生き生きと学び合う子の育成、コミュニケーション能力をはぐくむ活動の工夫」。五小「考える力をはぐくむ指導法の研究、意欲的に算数の学習に取り組める子どもの育成を目指して」。八小「進んで伝え合い、学び合う子の育成、国語科の話すこと、聞くことの活動を通して」。一小「運動が好きな子を目指して、できた喜びが味わえる指導の工夫」。三小「主体的、意欲的に取り組む学習活動の推進、外国語活動を中心に」。四中「望ましい集団をつくるための道徳と学級活動の指導」。五中「確かな学力の基礎となる言語能力の向上、言語能力向上推進校1年目の報告」ということで、いずれも中心的なテーマを置きつつも、多面的に児童・生徒の育ちを見つめた、大変実践的な内容となっております。

いずれの学校の研究発表会も昨年と同様、参加者数が大変多くなっております。昨年度とでは、実施校数が異なりますことから、数の増減比較は難しいところがありますが、参加者の総合計は昨年度よりも大きく増えております。

特に、授業参観につきましては、こちらも学校によって数に差はございますけれども、昨年度に引き続き保護者、地域の方の参加のほうがございます。保護者参加や地域参加のほうが根づいてきたということが言えるのではないかと考えております。

これは、各校がさまざま手だてをとりまして、自校の研究内容やまたは方法な

ど保護者、地域に向けて情報発信しているということの成果であるのではないかというふうに考えております。次年度も本年度と同様に、教育の日やまを開催する予定でございます。今年度以上に各学校の研究活動が盛り上がりを見せて、子どもたちの確かな学力、また生きる力の向上、そして教員の授業力、学級経営力の向上に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

教育委員の皆様方には、教育の日やまの研究発表会ご参加いただきまして、その場で励ましのお言葉をいただきまして本当にありがとうございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

なければ、1点気がついたことですが、回数がかなり積み重なってきて、定着してきているということもありますが、マンネリにも陥りやすい時期になってきているような気がいたしました。それで外に向けて、特に保護者、地域に向けて発表して協力を求める、そういうのが趣旨ですから、テーマや研究発表の内容に家庭や地域との連携という視点を少し色濃くしていったほうがいいのではないかな。学校では、教育という専門機関でこういうことをやっているということはよくわかってきたんですけれども、これが家庭や地域と今後どういう具体的な協力をしていくのがいいのか、そういう視点も必要ではないかなということを感じました。

特にこれと関係して、学力調査の分析の発表がありまして、あの中に本市の学力がなかなか平均に近づかない、その一番の原因は底上げ、無回答の子どもが都や国と比べると非常に多いという話がありましたですね。これは、学校でさまざまな手だてを立てて取り組むことも大事だけれども、家庭の協力がないとあの問題はなかなか解決するところへいけないと思うんです。そういう意味で、家庭とどういう連携があるのか、特に無回答の子どもに対しては、家庭とどういうふうに連携するのか、学校で低学年のときからどういう積み重ねをしていけば、高学年、中学生になっても勉強に興味、関心を持って持続させることができるのかという、そういう視点が大事だと思いました。一つ何かの折にそういう考えもあったということで考えていただければうれしいです。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 ありがとうございます。

今いただきましたお話を、来年度の校内研究のテーマや、また各校でどういふうに研究を進めていくかということを各学校のほうで校内研究会を開いて考えているところでございます。これから、指導室のほうでも校内研究に関わって、指導、助言をしてまいります。今のお話を各校に伝えて、家庭や地域とどのように連携して研究を進めていくのか、そういう視点も含めて、指導、助言をしてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

土田委員。

○土田委員 参考の平成22年度の参加者数、授業参観と研究発表が十小、一中は同じなんです。授業参観だけで帰ってしまうという人がいなかったということですか、これは。ところが今年になると五中だけなんです、同じ数字は。後はみんな研究発表になると帰っているんですかね、減っているんです。研究発表に参加する人が減っているという何か思い当たる原因みたいなものがあったらお聞かせください。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 一般的に授業をご覧になる方は非常に多くいらっしゃいます。例えば、道徳授業地区公開講座を開催した際も、保護者、地域の方は授業を見に来る方は非常にたくさんいらっしゃいますけれども、実際意見交換会ですとか講演会になりますと、かなり人が減ってしまう。研究発表会もこの研究発表会を見させていただきましても、授業を見る方は多いんですが、研究発表会になるとお帰りになってしまう方が多いというのが現状であります。同じ人が残っているのかどうかは、ちょっと今の段階ではわかりませんが、そういう意味では研究発表の内容を工夫して、参加した方が授業だけではなくて、そして研究発表も見えて聞いていただくというような工夫を各学校がしていくことが非常に重要なことというふうに思っています。

または事前の周知、宣伝を十分行うこと、そういった工夫によって授業だけでなく研究発表にも参加いただくという意識啓発を図ることが重要なことかなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

ここ10年ぐらいの期間で見ると、道徳地区公開講座もやって、教育の日やまと

もやって、さまざまに学校へ出てきてくださる、足を運んでくださる保護者の方の人数というのは非常に増えているんじゃないかと思うんです。これ、土田委員からも今指摘されたけれども、研究協議会に参加して積極的に話し合いをするというようなことは、なかなかそこまで実が結ばないわけですがけれども、室長のお話のように、PTAにお願いをして、大勢の方に出席していただくとか、事前の周知とか、それから内容が家庭との連携にかかわることで、身近な内容を聞けるというようなことであれば残ってくれる人も多くなるんじゃないかというように感じますので、困難な課題ですがけれども、一層工夫していただきたいと思います。

統括指導主事何かありますか。

○岡田統括指導主事 そのようにさせていただきます。

○鈴木委員長 報告事項（３）東京駅伝について、本件の報告をお願いいたします。
統括指導主事。

○岡田統括指導主事 それでは、平成23年度の東京駅伝についてご報告をさせていただきます。

資料のほう、次のページでございますがご覧ください。

まず、東京駅伝は、東京都内の中学校に在籍する第２学年の生徒が区市町村単位の男女別チームで競い合うものでございます。本番は、３月20日火曜日、春分の日に、調布市にある味の素スタジアムの特設コースで開催されます。本市５校の中学校から選抜された男女合わせて42名の選手は、昨年12月23日の選手団団結式から一丸となって練習に取り組んでまいりました。先日の２月11日、建国記念の日には試走会がございまして、選手はほぼ本番のコースを走りまして感触をつかんでおりました。会長の第四中学校の佐々木校長先生、総監督の第三中学校の石井校長先生を初め、スタッフのほうにも大変熱が入っておりました。

当日３月20日は、本市の多摩湖駅伝と日程が重なってしまうということでもあります、選手の生徒が実力を発揮しまして、よい結果を残してくれることと思います。

また、結果につきましては、改めてご報告を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（４）平成23年度東大和市立小中学校卒業式告辞及び平成24年度東大和市立小中学校入学式告辞について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○岡田統括指導主事 それでは、平成23年度東大和市立小中学校卒業式告辞及び平成24年度東大和市立小中学校入学式告辞についてご報告をさせていただきます。

先日の教育委員懇談会でお示しいたしましたところから、大きな変更はございませんが、文言のところと場所、変更がありますので、確認をしていただければというふうに思っております。

まず、平成23年度小学校卒業式の告辞でございますが、本文２段落目のところに「さて」というふうにございますが、変更前は「折しも」というような言葉で始まっておりましたが、「さて」というふうにいたしました。

それから、３段落目の中ほどにあります「友達を大切にする心」というふうにございますが、変更前は「相手を大切に」というふうにありましたが、しっかりと限定をするという意味もありまして「友達」というふうに変更してございます。

次のページでございます。10行目、こちらは漢字の修正ということで、「それに仲間も応え」という「応え」が漢字の修正をしております。

14行目、「世界で最も持ち続けていた」というふうにあります。変更前は「持ち得ていた」とありましたが、「持ち続けていた」というほうがわかりやすいということで、そちらのほうに変更いたしました。

次に、平成23年度の中学校卒業式の告辞でございます。

１ページ目の後ろから５行目、「決めたのです」というふうにございました。変更前は「決めました」というふうになっていましたが、「決めたのです」というふうに変更しました。

次のページ、真ん中あたり９行目です。「そのような地道な努力と」というふうにございます。変更前は、「そこまで考えた上で継続することのできる」ということで、文の意味から少しわかりづらいところがございましたので、「そのような地道な努力と、郷土に対する大きな愛情が大粒で濃厚な牡蠣の味わいに凝縮されているのです」というふうに、意味がわかりやすくいたしました。

続いて、平成24年度小学校入学式の告辞です。

真ん中あたりに「先生がいらっしゃいます」というふうに、前は「います」と

いうふうになっていましたが、敬語を使って、「先生がいらっしゃいます」というふうにしました。

小学校は以上でございます。

中学校の入学式の告辞でございます。

1 ページ目の3段落目、「自立するためには自らを律する力」とあります。変更前は、「自ら律する」というふうに「を」がありませんでしたが、「自らを律する」というふうに変えました。

以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 最初の小学校の卒業式告辞です。真ん中から少し後になりますが、「このような時代である今こそ、卒業する皆さんには」というところ、「卒業生の皆さんには」というほうがいいかなと。卒業証書をもってから告辞を読むんですよね。これから卒業するという意味じゃなくて、もう既に卒業しているんだから、「卒業生の皆さんには友達を大切に作る心」、細かいけれども。

あと、今ちょっと気がついたのは、小学校の入学式ですが、最後に「今日ここに大きな夢と希望をもって入学してきた」というふうに書いてありますが、「入学してまいりました新一年生が」というふうにしたほうがいいかと思います。

それと、もう一つ「お力添えをいただきますことを」というよりは、「お力添えをいただきますようお願い申し上げます」……、「入学してきた」というよりは、「入学してまいりました」というほうがいいと思います。

○鈴木委員長 今のお話、後はお任せでいいですよ、検討していただければ。検討してみてください。参考にしてください。お願いします。

○岡田統括指導主事 承知いたしました。ありがとうございました。

○鈴木委員長 なお、卒業は3月31日に卒業なんです。証書は16日や23日にもらうけれども、卒業は31日卒業なんです。

では、報告事項（5）東大和市に地域スポーツクラブ設立に向けた体験事業について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 私から、その他報告（5）東大和市に地域スポーツクラブ設

立に向けた体験事業についてということでご説明させていただきます。

お配りさせていただいた資料に基づきましてでございます。こちらは、昨年
12月18日、また1月29日、2月18日に地域スポーツクラブの検討会ということで、
いろいろとスポーツ推進委員の皆さんを中心に、ただいま検討を重ねてまいって
おります。この地域スポーツクラブが設立できたことを想定しまして、こういう
事業といいますか、教室をこういうふうなイベントという形で実施していく内容
でございます。

今回、取り上げる種目につきましては、バドミントンの教室ということでお知
らせをさせていただきます。こちらは、実業団でありますヨネックスバドミント
ンチームの選手の方に3月4日日曜日、午後1時から5時の時間、東大和市民体
育館1階の体育室を利用しまして、対象者は小学生以上に声をかけまして実施す
るというものでございます。初心者の方にも基礎を教えられるというような趣旨
でございます。

なお、こちらのことにつきましては、財団法人東京都スポーツ文化事業団のご
協力並びにスポーツ推進委員協議会の共催を得まして行うものでございます。

なお、こちらの周知につきましては、本日小・中学校の児童・生徒に向けて、
このチラシを配付させていただきました。当日は、たくさんの方に来ていただく
ことを希望いたしましてご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(6)第22回多摩湖駅伝大会について、本件の報告をお願いいたしま
す。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 その他報告事項(6)第22回多摩湖駅伝大会についてご報告
させていただきます。

3月20日春分の日に行われます多摩湖駅伝大会参加チームを募集しておりました。
当初、参加チーム数は300チームということで募集しておりましたが、今回の
大会につきましては212チームの参加の申し込みがございました。大きく2つ

のコースがございます。長いコースの多摩湖周回コースには138チーム、公園周回コースについては74チームとなっております。ちなみに、昨年中止になってしまいましたが、申し込みの数は309チームございました。

今年度、市内の中学校でございますが、公園周回コースの中で、市内中学生男子の部では3チーム、この内訳は第四中学校から2チーム、福島県喜多方市山都町から1チームの計3チーム、市内中学女子の部8チームでございますが、第四中学校から7チーム、山都町から1チームの計8チームということでございます。

ただいま事務局のほうでは、大会を成功させるために準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

今の各学校の参加状況ですけれども、社会体育に関わっている体協とかさまざまな方々と出会うと、学校教育がもっと社会体育等に協力してほしいという意見が非常に強いんです。私は、自分の経験で何かあれば学校はご理解と協力をお願いしますって文章にも書くし、さまざまなところで言っているんですけども、社会体育や社会教育に携わっている方々が、こんなにまでも学校教育について、学校で協力してほしいという意思が強いというのは、余り知らなかったんです。僕の話の趣旨は、できるだけ学校も社会体育、社会教育についてはさまざまなチャンスに協力してほしい、協力ということは事業に参加してほしい、そういうことになるかと思いますので、だんだんと社会、学校融合と言っている時代ですから、そういう啓発も学校にしていっていただきたいなと。学校の多忙なことはよくわかっているんですけども、その辺のことをお願いもしてみたいと思います。

以上です。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、委員長からお話をいただきまして、全くそのとおりだなというふうに思っております。社会教育のほうでも、学社連携とか融合という言葉がございましたとおり、学校教育との連携も常に念頭にありますし、体育協会とも協力をして、ソフトテニスとかいろいろ連携しあっているような部分もございますので、今後そういうことも念頭に置きまして、さまざまな連携をしながら

進めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（７）東大和市学校給食用食材の放射性物質測定結果について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、その他報告（７）といたしまして、給食課から本日お手元に机上配付させていただきました資料につきましてご報告させていただきます。

23年度第9回定例教育委員会の中で、ご報告させていただきました学校給食食材の放射性物質測定についての件でございます。この件に関しましては、保護者の方々の不安を解消するために、9月議会におきまして5品目を2回測定する費用を計上させていただきました。放射性物質の測定検査のための委託経費でございますが、今回は2回目の測定結果でございます。本件につきましては、市議会議員の方にもお配りさせていただきます。

また、保護者の方々等へは給食だよりといたしまして、同内容のものを掲載いたしまして、来週初めに学校を通じて配布させていただく予定でございます。さらに、市のホームページで公表もしてまいりたいと考えております。

検査測定の内容でございますが、資料の記、その下1番目をご覧いただきたいと思います。検査品目といたしましては、産地とそれから使用量の多い物等々を考慮しまして、ニンジンとハクサイ、ホウレンソウ、鳥肉、豚肉、以上の5品でございます。

検査日といたしましては、2月7日にニンジンとハクサイを採取してございます。翌日2月8日に残りのホウレンソウと肉類を採取して、5品目を2月8日に検査いたしました。

検査方法でございますが、前回と同じく他市のほとんどで行われております精密検査、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメータによる各種分析法でございます。

5番の表のところをご覧いただきたいと思います。太字で不検出と書いてございますが、すべて不検出でございました。この不検出というのは、太文字になっております結果の右横に検出下限値というものがございしますが、こちらは委託

をしております民間の検査機関が品目ごとに検査した際、これ以上測ることができないという最小の値でございます。それを下回っているということでございます。

表の下に米印が3つほど並んでございますが、その下に前回と違ったところで表記をさせていただいておりますが、前回実施いたしました牛乳につきまして、今回は放射能の測定を行いませんでした。なぜかと申しますと、学校用の牛乳につきましては、東京学乳協議会、こちらにつきましては東大和市に供給をしているメーカーは雪印のメグミルクでございますが、こうしたメーカーが6社集まった協議会、学校用の牛乳を供給しているメーカーの集まりでございますが、この協議会が自主検査を行っておりまして、その結果不検出、下限値といたしましてはキログラム当たり50ベクレル、この50ベクレルというのは、今国のほうで見直しをかけております暫定基準値の新たな案を参考に行っているということでございましたが、こちらの基準値を下回っているということの報道がございましたので、今回は牛乳は当市では測定を行いませんでした。

なお、今後24年度に向けましても給食課といたしましては、食材の放射性物質の測定を予算計上いたしまして、今後市議会のほうでご審議いただいた上で、できる限り測定のほうを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時34分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊